

第 1 回定例会議事日程（第 5 号）

- 第 1 議案第 9 号 いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 10 号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 11 号 いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 12 号 いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 13 号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例及びいちき串木野市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 14 号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 15 号 いちき串木野市暴力団排除条例の制定について
- 第 8 議案第 16 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 25 号 車両事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 10 議案第 17 号 いちき串木野市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 18 号 いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 19 号 いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 20 号 いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第 14 議案第 21 号 いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 15 国特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 16 介特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 17 療特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第 18 後特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 19 議案第 22 号 市道の廃止及び認定について
- 第 20 議案第 23 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 24 号 いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 簡水特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第 23 公下水特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 24 市場特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 25 国宿特予算議案第 1 号 平成 25 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算

- 第26 漁集排特予算議案第1号 平成25年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別
会計予算
- 第27 水道予算議案第1号 平成25年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第28 陳情第6号 払山線拡幅工事に係る陳情
- 第29 予算議案第1号 平成25年度いちき串木野市一般会計予算
- 第30 議案第26号 いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第31 議案第27号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第28号 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定につ
いて
- 第33 意見書案第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見
書の提出について
- 第34 特別委員長報告（議員定数調査特別委員長報告）
- 第35 閉会中の継続審査について
- 第36 閉会中の継続調査について
- 第37 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	臼井喜宣君	主	幹	荒田和信君
補	佐	平川秀孝君	主	査	石元謙吾君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	中屋謙治君				
副	市	長	石田信一君	市	民	課	長	逆瀬川正君			
教	育	長	山下卓朗君	市	来	支	所	長	橋口享史君		
総	務	課	長	前屋謙三君	教	委	総	務	課	長	樋ノ口実君
政	策	課	長	田中和幸君	消	防	長	深山龍朗君			

平成25年3月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成25年1月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第9号から11号について、その写しをお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成24年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第29

議案第9号～予算議案第1号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第1、議案第9号から日程第29、予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案9件、継続審査分5件を含む陳情13件の計22件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、陳情13件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第9号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児または介護を行う職員の仕事と生活の両立を支援するため、早出、遅出勤務制度を新設しようとするものであります。

説明によりますと、本制度の内容は、公務の運営に支障がある場合を除いて、市職員の1日の勤務時間7時間45分を変えず、始業もしくは終業を繰り上げ、あるいは繰り下げて勤務できるもので

あり、例えば育児、介護のために、通常の始業時間である午前8時半より30分遅れの9時から勤務する場合は、通常の終業時間である5時15分より30分後の5時45分となるものであります。

また、制度を利用できる対象者については、育児関係については小学校就学前の子供を持つ職員や放課後児童健全育成事業、通称学童クラブ、放課後等デイサービスに通園する子供の送迎を必要とする職員、介護関係については、原則6カ月にわたって継続して常時介護を必要とする者と同居をしている職員とのことであります。ちなみに、本制度は、県内19市中13市が導入しているとのことであります。

審査の中で、対象となる職員数と設定できる時間の範囲について質したところ、職員の中で未就学児を養育する職員は60人、小学生を養育する職員は82人であるが、小学生を養育する82人の中で、学童クラブ等に通園させている職員数は把握できていない。また、介護をしている職員数についても把握し切れていない。設定できる時間の範囲については、午前7時から午後10時までであるとの答弁であります。

また、未就学児については、突発的な発熱なども考えられるが、このような場合にも申請できるのかと質したところ、今回導入する制度は、公務の運営に支障がある場合を除いて事前に承認を受ける形での制度であり、申請できないが、育児環境のための勤務制度については、本制度以外にも看護休暇や育児休業などがあり、そちらでの対応になるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、東日本大震災被災地への職員派遣等において、やむを得ない事情により配偶者等と別居して単身で生活する職員に対し、二重生活を送ることによる経済的、心身的負担を軽減すること等を目的として、単身赴任手当を新設しようとするものであります。

説明によりますと、単身赴任手当の基本額は月額

2万3,000円で、距離に応じて上限4万5,000円までの加算があるとのことであります。

本市は、平成25年度において、東日本大震災被災地である気仙沼市に職員1名を派遣する予定にしており、基本額と派遣先の気仙沼市までの距離1,872.5キロメートルに係る加算分4万5,000円を合わせた6万8,000円を月額支給するとのことであります。

なお、単身赴任手当については、国の人事院規則どおりの内容になっており、県内19市中12市が定めているとのことであります。

審査の中で、派遣する職員の職種について質したところ、派遣職員については、国や県市長会を通じ、さまざまな職種の要請が来ており、職員に募集をかけた結果、農業土木技師1名を派遣することになったとの答弁であります。

また、職員の派遣先での住居や帰省に係る費用はどうなるのかと質したところ、住居については、災害用の仮設住宅に入居する予定で、帰省に関しては、今回の単身赴任手当とは別に気仙沼市から災害派遣手当が月額11万9,100円支給されることになるとの答弁であります。

さらに、被災地の自治体職員約400人がストレスにより休職している現状や、応援に行った職員についても2名が亡くなるという報道があるが、メンタル的な部分のケアは確保されているのかと質したところ、派遣先の気仙沼市における派遣職員への対応については、月2回程度の相談会の実施や派遣職員向けのメンタルヘルス健康診断の実施など、派遣職員のストレスあるいはメンタル的な部分の負担の解消に努めるとともに、派遣職員については極力残業のない形になっているとの答弁であります。委員の中から、長年勤務し、同僚が大勢いる職員でさえ400人が休職している現状を鑑みると、派遣職員にとっては環境も変わり、全く新しい職場での仕事になることから、職員に対する配慮を怠ることのないようにとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号いちき串木野市職員等の旅費に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、鹿児島県との人事交流など、長期研修を受ける職員の経費の負担軽減を図るため、日額旅費を新設しようとするものであります。

説明によりますと、日額旅費は、研修等の期間が7日以上の場合に支給し、金額については自治大学の研修が1日に4,000円、県との人事交流等については1日1,500円で、平成25年度においてこの長期研修に該当するものは、自治大学の研修と、昨年度に引き続き行うことにしている大阪事務所への派遣とのことであります。

なお、この日額旅費の制度は、人事院規則にも規定されており、国及び県内19市中17市が設けているとのことであります。

審査の中で、日額旅費の支給額の基準について質したところ、国の旅費法と実際に派遣された職員の実情等を勘案して設定したとの答弁であります。また、委員の中から、研修を終えた職員については、その成果、能力が十分に発揮できる配置、体制づくりを求める意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第12号いちき串木野市基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用して行う施設整備事業の財源に充てるため、基金を設置しようとするものであります。

説明によりますと、平成25年度の石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付予定額は6,453万円を見込んでおり、そのうち3,053万円を消防ポンプ自動車、防火水槽などの事業に充当し、残りの3,400万円を基金に積み立てるとのことであります。

なお、この基金については、平成26年度以降に予定されている消防救急デジタル無線など、石油交付金が使える事業に充当するために設置するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例及びいちき串木野市障害認定審査会の

委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という名称に変更されることに伴い、条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、法律を引用している本市の二つの条例について法律の名称を変更するもので、制度等に変更はないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、共生・協働のまちづくりを推進するための拠点施設として、大原交流センター及び本浦交流センターを追加しようとするものであります。

審査の中で、交流センターがない地区と今後の見通しについて質したところ、交流センターのない地区は、上名地区、中央地区、野平地区の3地区で、上名地区については勤労青少年ホームを、中央地区についてはドリームセンターを活用する方向で調整しており、平成25年度中には条例を制定したいと考えている。野平地区についても、既存施設の有効活用という観点で鋭意取り組んでおり、25年中には方向性を出したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号いちき串木野市暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、本市からの暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保を図るため制定しようとするものであります。

説明によりますと、条例の主な内容は、第1条で、本市からの暴力団の排除に関し、市及び市民等の役割を明らかにすることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を図ることを目的として定め、第3条で、市民等は暴力団が反社会的団体であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団

への協力及び暴力団と交際しないことを基本とする基本理念を、第4条及び第5条で市及び市民等の役割を定めております。第6条及び第7条では、暴力団の利することがないよう市の事務事業から排除する措置を講じること、また、公的施設の利用を許可しないことを定め、第10条では、不特定多数が集まるような祭礼等の行事主催者等は、その祭礼等から暴力団を排除するための必要な措置を講じることを定め、第12条及び第13条で、市民等は暴力団を利用してはならないこと、また、暴力団に利益の供与をしてはならないことを定めております。

なお、本条例は、昨今、全国的に暴力団絡みの凶悪事件が後を絶たず、市民生活に重大な影響を及ぼしていることから、警察から全国の各自治体に対し条例制定についての依頼がなされており、県内においても19市中14市で条例が制定されているとのことであります。

審査の中で、市の事務事業や施設利用に際し、暴力団の名称で申し込むことはないと思うが対応できるのかと質したところ、これまでも建設事業については警察等に照会するという制度があったが、今後、物品納入や委託業務等についても警察と協定を結び、身分照会ができるようになる。また、施設利用に関しても、疑わしい場合は警察に確認を行うとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方主権改革一括法の施行により、社会福祉法人に対する監督権限が、本年4月1日をもって県から市へ移譲されることに伴い、同法人に対して行う指導監査等に係る業務を円滑に推進するため、社会福祉法人監査専門員を新たに設置するほか、生活保護制度の指導体制の整備強化を図る生活保護面接相談員を新たに設置するもので、その報酬の額を定めようとするものであります。

説明によりますと、社会福祉法人監査専門員について、県から移譲される社会福祉法人に対する権限

は、社会福祉法人の設立及び定款変更の認可及び事業所の監査業務で、報酬は月額9,300円、生活保護面接相談員については、市民に対するきめ細かな面接相談、指導、及び援助困難ケースに対する指導援助体制の強化を図ろうとするもので、報酬は月額14万8,800円以内で、それぞれ1名を雇用することとあります。

審査の中で、人選についてはどのように考えているかと質したところ、社会福祉法人監査専門員については税理士会に推薦をお願いしており、生活保護面接相談員については県の福祉関係のOBを考えているとの答弁であります。

また、社会福祉法人監査専門員は月額報酬だが何日程度の業務を考えているのかと質したところ、平成25年度については、保育園関係の法人など6法人の監査を予定しており、80日分を予算計上しているとの答弁であります。

さらに、報酬の算定基準について質したところ、報酬の額については、県内各市の状況を勘案して設定した。また、生活保護面接相談員の報酬の財源については全額国費となるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号車両事故の和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。本案は、いちき串木野市春日町81番地先において発生した車両事故について、和解を成立させ、損害賠償の額を定めるに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、車両事故の内容は、学校給食センターの軽貨物車に主査一人が乗車し、串木野学校給食センターから鹿児島信用金庫串木野支店に向かう途中、信号のない交差点で相手車が急に飛び出してきたためよけ切れず、相手方車両左側前部と公用車の右側後部が衝突したもので、事故の責任割合は、市が20、相手方80が示すように、今回の事故原因は、相手方車両の一時停止箇所からの急な飛び出しにより発生した事故とのことであるが、今後は、交通事故を起こさないために、さらに日ごろの車両点検や安全運転を徹底するように指導することとあります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情13件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務委員長の報告に対する審議に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第9号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号いちき串木野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号いちき串木野市基金条例の一部
を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号いちき串木野市消防団員等公務
災害補償条例及びいちき串木野市障害認定審査会の
委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の
制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第14号いちき串木野市交流センター条
例の一部を改正する条例の制定について討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第15号いちき串木野市暴力団排除条例
の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第16号いちき串木野市非常勤特別職の
職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号車両事故の和解及び損害賠償の
額を定めることについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長宇都隆雄君登壇〕

○教育民生委員長（宇都隆雄君） おはようござい
ます。

教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案5件、予算議案4件、継続審査の陳情2件の計11件であります。

去る3月11日に委員会を開催し、陳情2件を除いて審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第17号いちき串木野市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市中央公民館の耐震補強工事に伴い、1階部分の改修工事を行い、これまで事務室として使用していたところを会議室として改修し、使用料を新設するとともに、条文を整備しようとするものであります。

なお、会議室の使用料については、既存の会議室と同様に、1時間当たり300円の使用料を規定することとあります。また、改修した会議室のうち1カ所を大原地区まちづくり協議会の交流センターとして使用することとあります。

審査の中で、大原地区まちづくり協議会が、中央公民館会議室を使用する際の使用料の減免について質したところ、当然に使用料は減免とするとのことと、他の利用者との重複を避けるために、申請をした上での減免になるとのこととあります。また、大原地区の自治公民館組織が利用する場合も、減免対象になるとのこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域主権改革一括法の施行により、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行され、改正された介護保険法において、施行後1年以内に、市町村条例で、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員等を定めるよう規定されていることから、提案がなされたものであります。

条例では、地域密着型介護老人福祉施設の定員を29人以下としており、第3条において、要介護1から5の方々に対するサービス事業を行う者は法人で

あること、第4条において、要支援1、2の方々に対する介護予防サービス事業を行う者を法人であることと規定することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域主権改革一括法の施行により、介護保険法の一部が改正され、要介護1から5の方々に対する地域密着型サービス事業所の従業員の人員等の基準を市町村条例で定めることとされたことから、提案がなされたものであります。

条例の中で、第2章では定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスについて、第3章では夜間対応型訪問介護のサービスについて、第4章では認知症対応型通所介護のサービスについて、第5章では小規模多機能型居宅介護のサービスについて、第6章では認知症対応型共同生活介護のサービス、いわゆるグループホームについて、第7章では地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスについて、第8章では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスについて、第9章では複合型サービスについて、以上8種類の地域密着型サービスについて基準を定めようとするものであります。

説明の中で、今回の条例制定において、国の基準と異なる点として、サービス事業所における文書の保存年限を、国の基準では2年間とされているところを、今回の条例制定に当たっては、これを5年間と定めるとのことと、その理由は、介護保険報酬が過払いの場合の返還請求の消滅時効が5年間と規定されていることから、それに合わせた対応とのこととあります。

審査の中で、在宅介護サービスについて市民からの要望等はあるのかと質したところ、それぞれの在宅介護サービスの充実を望む声も多少は耳にするものの、サービスを行う事業者側としては、人員の確保や採算性の関係もあり、難しい現状とのこととあります。

さらに、グループホーム等の介護施設におけるス

プリンクラーの設置状況について質したところ、本市にあるグループホームや特別養護老人ホームなど、スプリンクラーの設置が義務づけられている施設は全て設置済みとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域主権改革一括法の施行により、介護保険法の一部が改正され、要支援1、2の方々に対する地域密着型介護予防サービス事業所の従業員の人員等及び効果的な支援の方法に係る基準を市町村条例で定めることとされたことから、提案がなされたものであります。

条例の中で、第2章では介護予防認知症対応型通所介護のサービスについての基準を、第3章では介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスについての基準を、第4章では介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス、いわゆるグループホームについての基準を定めております。

説明の中で、今回の条例制定において国の基準と異なる点として、サービス事業所における文書の保存年限を、国の基準では2年間とされているところを、今回の条例制定に当たっては5年間と定めるとのことで、その理由は議案第19号と同様に、介護保険報酬が過払いの場合の返還請求消滅時効の5年間に合わせた対応とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第21号いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布されたことに伴い、対策本部に関する条例を制定しようとするものであります。

審査の中で、組織の構成員及び人数について質したところ、本部長を市長と定め、副市長、教育長のほか、関係課長の16名構成とのことであります。ま

た、随時、状況に応じて有識者の要請も行えるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,547万4,000円と定めようとするもので、前年度に対し1,668万6,000円、0.4%の減であります。また、第2条で一時借入金の最高額を、第3条では歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度の本賦課時に対し0.15%の減と見込んだ一般被保険者国民健康保険税のほか、国庫支出金、県支出金及び前期高齢者数の加入割合が全国平均を上回っていることから交付される前期高齢者交付金が主なるものであります。

歳出においては、医療費の伸びがほぼ横ばいであることから、前年度予算と同額を見込んだ一般被保険者療養給付費のほか、75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金として、加入者数に応じて負担する後期高齢者支援金、高額療養費、介護納付金、及びレセプト1件が30万円以上の高額な医療費に対し、保険者が国保連合会に対し拠出する共同事業拠出金が主なるものであります。

審査の中で、運動教室委託料について教室の運営状況及びその効果について質したところ、市来温泉センターの温泉プールを活用した健康づくり事業で、対象者数を20人から30人程度公募するとのことで、効果については、平成24年度までの実績においては、教室開始時と終了時との比較で、足腰などの運動機能の改善が見られ、動きがよくなってきているとのことであります。なお、委員からは、医療費抑制にも効果があることから、積極的に参加者を増やす取り組みをしてほしいとの意見が述べられたのであります。

また、基金残高について質したところ、平成23年度末の基金残高は約7億4,400万円、これが平成24年度末で約5億8,600万円になり、さらに、平成25

年度末残高は4億1,800万円程度と見込み、当初の計画6億8,400万円からすると、約2億6,600万円余り残高が少なくなるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,028万9,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、1款保険料では、被保険者数の増加により、前年度と比較し2,756万1,000円増の6億974万8,000円を計上するほか、国庫支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。

歳出においては、要支援及び要介護の方々に対する介護保険給付費34億2,989万5,000円のほか、介護保険の該当者となるおそれのある高齢者に対し、介護状態にならないようにするための介護予防事業などを行う地域支援事業費が主なるものであります。

なお、介護保険給付費については、前年度比2億3,302万8,000円の増となっております。これは、現在市来地域に建設中の株式会社光里苑のグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の開設を考慮したものとのことであります。

説明の中で、平成25年1月から事業開始した高齢者元気度アップポイント事業については、獲得ポイント分を商品券に還元する報償費など、317万6,000円を計上したとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,060万円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、施設利用者を延べ2,265人と見込んでの障害児通所支援事業収入と一般会計繰入金主なるものであり、歳出にお

いては、職員二人、臨時職員二人の給料及び園長給料の一部を計上した人件費のほか、障害児通所支援に係る管理運営費が主なるものであります。

審査の中で、利用者実数及び施設の運営状況について質したところ、平成25年2月現在で23人の利用があり、施設利用については、午前と午後で5人ずつ、1日10人を定員と定め、職員3人体制でサービスを行っているとのことであります。

なお、平成24年度まで週4日開設であったものを、平成25年4月からは月曜日から土曜日までの週6日開設とするとのことで、利用者へのサービス向上を図るとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,855万2,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度の当初予算に対して0.16%の増と見込んだ後期高齢者医療保険料のほか、低所得者に対する政令減税相当額を県と市で負担する後期高齢者医療分保険基盤安定繰入金が主なるものであります。

一方、歳出においては、保険証の更新に伴う郵送料のほか、後期高齢者医療保険料及び軽減補填分として一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するための後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、陳情2件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○17番（東 勝巳君） 国特予算議案第1号の平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、ちょっとお伺いします。

基金の状況が、25年度は4億1,800万円とおっしゃったか、2億円ぐらい減額になってきているという説明でしたけど、その理由について伺います。

それから、国保会計は、今、格差と貧困が非常に広がって、200万円以下の所得の方が1,000万人を超えたと言われて数年たっていますけれども、こういう階層の皆さんが国保に入ってきて、国保はますます経営が困難になっているのではないかと思います。その状況をひとつ。いわゆる国保の財政が厳しくなって基金を取り崩しているのではないかと考えておりますけれども、その辺の事情。

それから、国保会計がなかなかうまくいかないのは、1984年だったと思いますが、国保法の改正のときに、当時、国庫支出金、医療費の45%だったのを給付費の50%、つまり医療費に言いかえますと、医療費を38.5%に、大幅に国庫支出金を削減して、その後、国保会計に対するほかの国庫支出金も削減をされて、現在では1984年の改定当時の国庫支出金の半分以下になっていると。これが国保会計の運営の大きな障害になっているというふうに言われておりますけど、こういう議論は委員会ではなかったのか。

もう一つ。固定資産税は、一般会計の審査でも、私、意見を出しましたけれども、非常に問題があって、地価は下がっても固定資産税は上がるというのが非常に問題があって、固定資産税そのものがいろいろ問題があるんですけど、この固定資産税をさらに国民健康保険税でも負担をさせると。数ある医療保険の中で、固定資産割を保険会計の財源の一部にするというのは国保以外にないのではないかと。今、県下でも、固定資産税の二重課税ということで、国保会計の負担から変えて固定資産税を取らないようにした市町村も増えていますが、そういう議論はなかったのか。

以上、お伺いします。

○教育民生委員長（宇都隆雄君） 今、2億円の減、それから、低所得者対策、それから、以前から東議員が気にされております国庫支出金の割合の捉え方の問題、それから、最後に言われました固定資産に含めての二重課税の考え方等々のことを、今、お聞きになられましたけれども、私どもの今回の委員会

においては、この4点についての細かな確認、質疑等々の審議はされておられません。

以上です。

○17番（東 勝巳君） 基金が2億円減ったというのはわかるんじゃないですか。どうして減ってきたか。それもわかりませんか。

○教育民生委員長（宇都隆雄君） 済みません、基金のことに触れませんでしたけれども、これも、一応、計画に対して減ってきているということは、保険税の医療費増高と加入者の減、それから、いわゆる退職者の方々が保険に入ってくる数が多くなってきている、そこらあたりの勢いが全体的な財政負担になっているところがありまして、基金を取り崩さなければならない状態になってきているということで、そういう金額が打ち上がってくるということでございます。

以上です。

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第17号いちき串木野市公民館条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第1号平成25年度いちき串木

野市療育事業特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長西別府 治君登壇]

○産業建設委員長（西別府 治君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案6件、継続審査分1件を含む陳情2件の計11件であります。

去る3月12日、委員会を開催し、継続審査分の陳情1件を除き、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第22号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、道路新設に伴い、接続する市道の起点、終点の変更が生じる平江1号線、下塩入線及び角床線を廃止し、新たに野元平江線、平江1号線、下塩入線及び角床線を市道認定するとともに、県から移管された主要地方道串木野樋脇線の旧道敷を新たに旧県道岩下線として認定するため、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、市道の全路線数及び総延長について質したところ、今回の廃止及び認定後においては、904路線となり、実延長は34万2,290.2メートルになるとのことです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、ウッドタウン1棟2戸の完成に伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、ウッドタウンは、今回の1棟2戸を含め、24年度末で46戸になるとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市来地域の中央地区簡易水道事業の1日最大給水量を2,013立方メートルから2,968立方メートルに変更するほか、給水区域の表示について、町名、字名に変更するため、改正しようとするものであります。

審査の中で、漏水防止の観点から、耐震性にすぐれた送水管、耐震管の設置計画について質したところ、全体計画の中で、公共施設、学校、病院への送水管は、耐震管を敷設することとしており、また、新しい水源からの送水管等については、既に耐震管を設置しているとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第1号平成25年度いちき串

木野市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,930万円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款公営企業収入で、4地区にかかわる簡易水道料金1億6,790万6,000円の計上、5款市債は、市来中央地区簡易水道事業建設事業に伴う簡易水道事業債1億7,000万円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款簡易水道事業費の主なるものは、市来中央地区簡易水道等にかかわる設計委託料等5,790万1,000円及び工事請負費1億9,130万円の計上、2款公債費は、起債、借り入れにかかわる償還元金及び利子1億425万5,000円の計上であります。

審査の中で、市来地域は老朽化した配水管が多いことから、布設替の年次計画について質したところ、全体計画の中で優先順位をつけて布設替を進めているが、市来地域での漏水が多く、優先順位に狂いが生じているところであるが、なるべく古い配水管から布設替をしていきたいとのことであります。

また、水道事業と統合する平成28年度末の起債残高見込みと交付税措置との関係について質したところ、起債残高を約15億9,700万円と見込んでおり、この2分の1の元利償還分が交付税措置される、水道事業と統合した場合においても、2分の1が交付税措置されるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市公下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,941万5,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款事業収入で、公下水道料1億8,916万9,000円の計上、3款国庫支

出金は、工事請負費等の事業費3,000万円に対する補助率2分の1の1,500万円の計上、6款市債は、公共下水道事業債1億5,240万円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

2款事業費の1目串木野クリーンセンター管理費は、串木野クリーンセンター維持管理に要する8,348万6,000円の計上、3目公共下水道整備費の主なるものは、処理場長寿命化策定業務等の委託料2,811万8,000円と新港ターミナル及び塩田の地下備蓄住宅付近の工事請負費800万円の計上、3款公債費は、起債借り入れにかかわる償還元金および利子4億9,565万6,000円の計上であります。

審査の中で、受益者戸数について質したところ、平成24年3月末で5,111世帯、1万1,221人とのことです。

また、認可区域内の未整備区域について質したところ、新港ターミナル付近及び長崎鼻公園付近が残っているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,067万6,000円と定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは1款使用料及び手数料で、土地、建物等にかかわる地方卸売市場使用料323万5,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款総務費は、市場施設にかかわる維持管理経費が主なるもので、2款公債費は、起債借り入れにかかわる償還元金及び利子1,024万4,000円の計上で、平成25年度末地方債償還残高は1,970万4,000円となる見込みで、平成27年度で償還が終了するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,377万1,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、3款諸収入で、さのさ荘、吹上浜荘及び温泉センターにかかわる指定管理者納付金5,400万円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款国民宿舎事業費の主なるものは、さのさ荘の業務用エレベーター修繕、屋根防水及び吹上浜荘の地下貯蔵タンク、大型バスの修繕等にかかわる経費の計上、2款温泉施設事業費の主なるものは、温泉センターのろ過器、殺菌装置の修繕、深井戸水中ポンプ購入費の計上、4款公債費は、さのさ荘及び吹上浜荘の起債借入れにかかわる償還元金及び利子の計上であります。

委員の中から、平成24年度は、両国民宿舎の指定管理者納付金が繰越減免という事態となったが、繰り返すことのないようさらなる努力を求めたい旨の意見が述べられたものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,610万8,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入について主なるものは、1款事業収入で125戸分を見込んだ下水道料金490万8,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款漁業集落排水事業費は、処理場、マンホールポンプ等の維持管理に要する経費592万3,000円の計上、2款公債費は起債借入れにかかわる償還元金及び利子1,018万5,000円の計上であります。

審査の中で、漁業集落排水事業を拡大する計画はないか質したところ、以前、羽島地区を検討した経緯があるが、平成13年の浄化槽法の改正に伴い、水

質汚濁の関係等があり、合併処理浄化槽を含めた全体計画の中で検討していきたいとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号平成25年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

水道事業では、平成25年度の業務予定量を給水戸数8,348戸、年間総給水量293万4,000立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入の主なるものは、1款水道事業収益で、水道料金及び加入金3億8,558万3,000円の計上であります。

次に、収益的支出についてであります。

1款水道事業費用の主なるものは、1項1目原浄配給水費は、原水を飲料水に変えて家庭に送るまでに要する経費で、水道施設維持管理にかかわる委託料、動力費等1億1,415万3,000円の計上、1項2目支払利息及び諸費は、昭和62年度から施設整備費として借入れた企業債の利息6,423万円の計上であります。

次に、資本的収入の主なるものは、第6次拡張事業等建設企業債と麓土地区画整備事業に伴う配水管等布設替工事負担金等1億7,138万1,000円の計上であります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項1目配水設備改良費は、芋野原配水池の電気設備及び西回り自動車道と伊倉ヶ迫線が交差する付近から唐船塚までの延長1,300メートルの送水管布設等の工事請負費1億9,650万円が主なるものであります。

審査の中で、水質検査の頻度及び検査結果について質したところ、水質検査は、原水と浄水において区別して検査がなされているとのことであります。原水は、水道法で、水源の種類によって検査の頻度が毎月1回、3カ月に1回、1年に1回と定められており、さらに、全ての水源において1年に1回38項目の検査が義務づけられているとのことであります。

次に、浄水は、管理者が行う検査と検査機関に委託する検査の2種類があり、管理者は、色、濁り、

残留塩素濃度の測定を365日実施しており、検査期間は、毎月1回9項目、3カ月に1回22項目、さらに1年に1回水道法で定められた全50項目の水質検査を実施しているとのことで、これまで不適切とされた項目は1項目もないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第6号払山線拡幅工事にかかわる陳情であります。

この陳情は、いちき串木野市大里3845の2払山公民館長原田隆志ほか1名から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、市道払山線の工事に関し、市道と七夕踊りの踊り場となっている払山公民館の広場との間に高低差があり、広場からの通行が困難になっているため、広場を平地に整備できれば通行も容易になり、全面活用できるのではないかと。また、広場にごみ収集場もあることから、高齢者の安全対策も考慮して整備してほしいというものであります。

委員の中から、審査の中で、高齢者の交通安全には配慮され、取り付け道路が計画されていることから、安全面等については問題ない、平地に整備するとなると民地との絡み等もあり、さらに高低の基準が不明確であることから、陳情趣旨のうち、取り付け道路の設置については採択すべき、つまり一部採択する旨の意見が述べられたものであります。

本件は、全会一致で一部採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、陳情1件を除き、審査の過程の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第22号市道の廃止及び認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第23号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、簡水特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成25年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号平成25年度いちき串木野市水道事業会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第6号弘山線拡幅工事に係る陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は一部採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本件は一部採択されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

[予算審査特別委員長中里純人君登壇]

○予算審査特別委員長（中里純人君） 私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、予算議案1件であります。

去る3月7日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会が設置され、3月14日、15日、18日及び19日の4日間にわたり、委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、予算議案に関する現地調査を実施したところであります。

予算議案第1号平成25年度いちき串木野市一般会計予算については、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,800万円と定めるほか、第2条で債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金の最高額、第5条で歳出予算の流用について定めようとするもので、前年度当初予算と比較すると、9億3,400万円、率で6.4%の増となっており、主な要因は、総合体育館建設、（仮称）薩摩藩英国留学生記念館建設等の大型事業によるものであります。

ちなみに本年度の予算については、1点目に産業振興と地域経済活性化のための事業、2点目に合併特例債等の有利な財源を活用した社会基盤の整備、3点目に子育て支援や防災機能の強化のための取り組みが特徴的なものであるとのことであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについてであります。

1款市税は、個人市民税において、景気の動向等を勘案し、個人所得額の減少に伴う減と、法人市民税においては、昨年の実績等をもとに減が見込まれております。

固定資産税においては、串木野れいめい風力発電所にかかわる償却資産税の増と国の台帳価格が改定されたことによる国有資産等所在市町村交付金の減が見込まれております。

市たばこ税については、平成24年度の税制改正により県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されたことに伴う増が見込まれております。

次に、9款地方交付税は、普通交付税において、清掃センター建設時の借入金の返済が終了したことによる事業費補正の減や地方公務員の給与削減、基準財政収入額の関係などにより減を見込んでいるとのことであります。委員の中から、交付税については、法定率の引き上げ等により、地方財政の充実が図られるよう引き続き国に強く要請するようとの意見が述べられたのであります。

次に、20款市債は、前年度と比較して4億7,736万9,000円の増で、増の大きな要因は、合併特例債が増になったためとのことであります。

ちなみに、平成25年度末の起債残高は、219億2,100万円程度が見込まれ、このうち交付税措置分を除く実質の市の負担は87億2,600万円程度を見込んでいるとのことであります。

次に、歳出の主なるものであります。

まず、2款総務費においては、（仮称）薩摩藩英国留学生記念館の建設事業のほか、新規事業として西薩中核工業団地分譲地購入事業や交流人口の拡大につながるようなイベント開催や商品開発等に対して補助を行う交流人口拡大支援事業、住宅用太陽光発電システム設置事業補助などが計上されております。

委員の中から、西薩中核工業団地分譲地購入に関して、今後の企業誘致については、土地のリースという形態も含め、さまざまな角度から検討し、誘致促進を図ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

また、交流人口拡大支援事業について、補助対象事業者の選定に当たっては、適切な審査を求める意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費においては、私立保育所運営費や児童手当給付費のほか、老人保護措置費や生活保護扶助費などが計上されております。

委員の中から、ファミリーサポートセンター事業について、利用者が安心して子供を預けられるよう、提供会員の講習等を行うとともに、さまざまな子育て支援事業についてもわかりやすい周知に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、4款衛生費においては、平成27年度で満杯

となる最終処分場の次の処分場を建設するための施設調査設計委託料や合併処理浄化槽補助金、後期高齢者医療制度負担金のほか、新規事業として未熟児養育医療給付事業が計上されております。委員の中から、最終処分場の汚水等の処理については、水質管理、浄化に注意を払いながら進めるとともに、最終処分場周辺協議会を通じ、地区住民にも、建設に向けて十分な理解を得られるよう努めてもらいたいとの意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費においては、農業費で、農産物の出荷状況等を把握し、付加価値を高めるための6次産業化可能性調査や、ジャンボタニシ駆除事業などの新規事業、また、水産業費においては、まぐろ漁船母港基地化奨励補助金で、マグロ1キログラムあたり30円、上限200万円の水揚げ奨励金の創設のほか、新規事業として、人工魚礁等追跡調査、沿岸漁業活性化推進事業補助金などが計上されております。

委員の中から、まぐろ漁船母港基地化については、食のまちを推進する上からも、マグロのブランド化等、関係者と連携をとり、さらに取り組みを進めてほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、7款商工費においては、商店街振興対策補助金で、商店街に人の流れをつくり、にぎわいをもたらすために、空き店舗を借り上げ、憩いの場としての機能を持たせるまちなかサロンの開設及び運営に係る補助のほか、新規事業として空き店舗等を活用し、新規開業を行う事業者に対し補助する空き店舗等活用促進事業補助金や観光交流人口促進事業、市来駅周辺整備事業などが計上されております。

委員の中から、市来駅周辺整備事業については、JR利用者の利便性の向上にもつながることから、整備に関してはJRにも協力を強く要請してほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費においては、前年度に引き続き総合運動公園整備事業、麓土地区画整理事業を実施するほか、新規事業として、北浜・本浜町線ほか7路線の道路改良特別事業、及び住宅リフォーム事業補助金などが計上されております。

次に、9款消防費においては、新規事業として羽

島分団の消防ポンプ自動車を更新整備する車両購入費のほか、避難所・海拔表示板等作成事業などが計上されております。

委員の中から、避難所・海拔表示板等の設置については、迅速に、かつ自治公民館長の意見も聞きながら、住民の目につきやすい場所への設置に努めるようにとの意見が述べられたのであります。

次に、10款教育費については、平成24年度から着工している総合体育館整備事業のほか、新規事業として、照島小学校、生福小学校、及び市来中学校校舎の耐震補強、大規模改造工事に係る実施設計、冠嶽園屋根改修工事、市庭球場トイレ整備事業などが計上されております。

委員の中から、市庭球場トイレ整備に関しては、早急な対応を求める意見が、また、新聞等で報道されている不登校やいじめの問題に触れ、子供たちの心のケアを学校と連携を密にして取り組んでほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費22億1,773万6,000円は、前年度に比較し1億3,420万1,000円の減で、減の要因は、平成9年度に借り入れた清掃センターの起債の償還が終了したことによることとあります。

本案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

予算議案第1号平成25年度いちき串木野市一般会計予算について東勝巳議員の発言を許します。

〔17番東 勝巳君登壇〕

○17番（東 勝巳君） 私は、日本共産党を代表して、予算議案第1号平成25年度いちき串木野市一般会計予算について反対の討論を行います。

予算案歳入歳出のうち、幾つかの問題について述

べます。

まず、歳入1款の市税、固定資産税について。

固定資産税は市税総額の約40%を占める基幹的な市税となっておりますが、地価が下がっても固定資産税はなぜ上がるのかなど、この税に対する不信も寄せられております。本市では、固定資産税の滞納が1億数千万円にも達しています。固定資産税の評価額は、これまで公示価格の2割から3割で大きな問題はなかったが、1992年政府の通達で評価額を公示価格の70%に大きく引き上げ、それが今日まで続いていて、現行制度の枠組みでは、地価が下がっても税額が上がる矛盾は解決されておられません。公示価格70%評価を白紙に戻すことを求めたいと思えます。

いま一つは、銀行の土地も、シャッター通りの商店街の土地も、宅地も同じに扱われています。この取引価格方式を改め、収益還元方式、銀行などの土地は高く、一般商店や庶民の住宅は低くなるように、使用目的に応じて差をつける方式に改めるよう改善を求めるものであります。

次は、4款配当割交付金、5款株式等譲渡割交付金について。

これは、大企業などの株式配当等譲渡所得、金持ち減税と呼ばれるもので、何億円、何十億円、百億円を超える人もいと言われてはいますが、この所得に、本則20%となっているにもかかわらず、それを十数年来にわたって半分の10%と減税をしている、その財源をもとにした交付金になっています。国際的には30%、その前後で課税されており、庶民の預貯金の利子にも20%課税されている現状に照らして、大金持ちの配当などには10%というひどい不公平税制であり、その改善を強く求めるものであります。

次に、9款地方交付税。地方交付税は、全ての地方自治体が一定の行政水準を維持するよう財源を保証する見地から、国税として国がかわって徴収し、地方に再分配する、つまり国が地方にかわって徴収をする地方税、地方の固有財源で、国がその用途について制限をしたり、条件をつけたりすることは禁じられております。ところが、今年度、政府は、この交付税の性格を無視し、交付税を国の政策誘導の

手段に用いており、許しがたい不当なことと言わなければなりません。強い抗議の意思を表明するものであります。

しかも、その政策の内容は、デフレ脱却に役立つ賃金の引き上げとは全く逆に、職員給与の引き下げを求めることなど、二重三重に許せないものになっています。今年度、本市の施政方針の中に、この問題について何らのコメントもない対応について、遺憾の意を表明するものであります。

以上、歳入について述べましたが、歳入の問題は、国政にかかわる改革、改善が求められるものであり、地方から積極的に、国に対し意見、要求を伝えていただくよう求めるものであります。

次に、歳出について述べます。

2款総務費、一般管理費。市長など特別職の異常な退職金にかかわる退職手当負担金支出について反対であり、見直し、改善を求めます。

薩摩藩英国留学生記念館建設事業4億4,088万3,000円、総合体育館とともに二十数億円の事業費であり、これを不要不急の施設という立場では捉えておりませんが、現在の状況の中で取り組むべき事業ではないということで反対であります。

3款民生費、生活保護。年収200万円以下のワーキングプアが6年連続で1,000万人を超えるなど、貧困問題が深刻化する中、政府は生活保護費の増加が財政を圧迫しているとの保護者へのバッシングを強めています。生活保護基準は、憲法25条の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する物差し、保護基準を切り下げれば、最低賃金や住民税の非課税基準など、国民生活全体を悪化させることになり、生活保護は2013年、2014年、2015年度の3年間で670億円、最大10%も引き下げようとしています。保護費は下がり、消費税は上がり、物価が上がれば、私たちの生活はどうなるのか。削るところもなく、今でもたくさんの我慢をさせている子供たちの将来はどうなるのか。子供たちが安心して学校へ行き、成長できる、希望の持てる社会にしてほしいとの切実な訴えも寄せられております。

こんなひどい生活保護の引き下げには反対であります。さらに、生活保護受給者に古い税金の滞納を

納めさせることなどは、どんな理由があっても絶対に行ってはならないものであります。

6款農林水産業費。本市の総合計画には本市の持続的な発展を支え、生き生きとしたまちを創設するためには産業の活性化が不可欠です。定住人口の維持拡大のための重要な条件でもありますと述べ、現状は、基幹産業は衰退の一途をたどっているとも述べています。本年度予算で、林業助成、6次産業化の調査、海洋の藻場造成、種苗放流など、1次産業に一定の政策の変化を見ることができそうですが、1次産業の衰退に影響を与えるようなものではなく、従来の延長線上の政策展開で状況は変わりません。基幹産業の衰退にストップをかけ、活性化への道を開くには、産業振興への大幅な予算措置とともに、市長を先頭に全庁的パワーアップの発揮ができなければ、衰退にブレーキをかけ、基幹産業の活性化は開けない。今年の農政で、農政課は農山村のさらなる荒廃へ道を開く9割以上の農家を農業生産から切り捨てる旧内閣が進めてきた人・農地プラン、地域農業マスタープランを推進しようとしているが、何を考えているのか全く理解に苦しむところであります。

9款消防費。地域防災計画の中に、市民の関心が高い原子力防災計画が抜けているのはなぜか、計画に基づく原子力防災訓練を求めるものであります。

10款教育費。年間の所得200万円以下のワーキングプアが1,000万人を超える中で、貧困化が広がる中、教育費の就学援助費についても2010年から国がその必要を認め、援助費の対象の拡大と財政措置を含め措置しているにもかかわらず、今年度、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給はない、なぜか。検討し、支給を開始するよう改善を求めます。総合体育館の整備事業も、当然反対であります。

最後に、政府は、2014年3%、2015年10月に2%、合わせて税率5%、13兆5,000億円の増税、同じ期間に年金給付の削減、復興増税、社会保険料引き上げなど少なくとも16兆円以上、多ければ20兆円ぐらいの負担増になると言われています。かつて、1997年、消費税が3%から5%に上がったとき、消費が急に落ち込み、景気が一気に悪化した、金融機関の破綻が相次ぎ、長期にわたる不況に突入していった

経過があります。このときは、消費税だけで5兆円、所得税、住民税の増税が2兆円、医療改善で2兆円、計9兆円の負担増と言われました。しかし、前回、1997年は、直前まで景気が上向きで、賃金も上昇して家庭の所得は増えていたのに、今回は、これらの指標が低下し続けている中での増税、しかも、今回は前回97年の2倍の20兆円の負担増。消費税10%を強行したら、どんな事態になるか予想もつきません。

加えて、本市はこれと時期を同じくして合併10年を迎えます。10年から地方交付税が毎年減額され続ける深刻な財政状況が、この国の政策とセットで重くのしかかってきます。市民生活にも、市の財政にも迫ることになり、行革による基金40億円の貯金もあるし、また、合併特例債などを活用して、近づく財政状況を見通して、本市の持続可能な体力を今つくるのが求められていると思います。羽島の記念館、総合体育館など、箱物は将来の世代に借金と維持管理費など負担増を押しつけることになる非生産的な事業であります。衰退の一途をたどる基幹産業の活性化、持続可能な財政基盤を今つくるのが求められていると確信するものであります。

今、そのために全力を尽くす努力を避け、箱物優先の事業推進は、みずからつくった本市の総合計画の理念と、また、この町の未来に対する背信行為と断ぜざるを得ません。この町の現在と未来に責任を負う組織の一員として、この町の持続的発展の土台を築く総合計画に基づく基幹産業の活性化へ力を尽くす決意を述べ、討論を終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第30 議案第26号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第30、議案第26号を議題に供します。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市内の保育所への入所希望者数が急増したことから、生福保育所内で保育室を確保し、児童の受け入れ体制の充実を図るため、生福保育所と併設をしている生福療育園をいちき串木野市療育園と名称変更し、本年4月から栄町16番地の旧船舶講習所跡に移転して事業を実施しようとするものであります。

よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

議案第26号いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第26号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案第26号につきましては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決します。

ここで申し上げます。

12時を過ぎましても、会議を継続します。あらかじめ御了承願います。

△日程第31～日程第32

議案第27号～議案第28号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第31、議案第27号及び日程第32、議案第28号を一括して議題に供します。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長原口政敏君登壇〕

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました議案第27号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についての2議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第27号は、組織機構の見直しが議決されたことに伴い、本市議会の委員会条例中、総務委員会の所管を規定した条項について改正しようとするものであります。

次に、議案第28号は、地方自治法第180条第1項の規定では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長においてこれを専決処分することができるのとあります。そこで、交通事故等にかかる1件100万円以下の、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解、調停に関することについて、市長において専決処分することができる事項として定めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく

御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

議案第27号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第27号及び議案第28号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第27号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第33 意見書案第1号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第33意見書案第1号を議題とします。

東勝巳議員に提案趣旨の説明を求めます。

〔17番東 勝巳君登壇〕

○17番（東 勝巳君） 意見書案第1号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書案について提案理由を述べます。

安倍首相は、3月15日、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉への参加を正式表明しました。TPPは、原則例外なき関税撤廃を前提としており、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全、安心の基準等についての改悪を余儀なくされ、また、海外から国内への安い農林水産物の大量輸入により、本市においても米、サツマイモ、牛肉などの農畜産物や関連産業まで含め、壊滅的な影響を受けることから、TPPに参加しないよう国に対し働きかけるため、意見書を提出するものであります。

採択いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明にかえます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

意見書案第1号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書の提出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これから、討論・採決に入ります。

意見書案第1号環太平洋戦略的経済連携協定（T

P P) 交渉への参加に反対する意見書の提出について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第34 特別委員長報告（議員定数調査特別委員長報告）

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第34、特別委員長報告を議題とします。

議員定数調査特別委員長に報告を求めます。

[議員定数調査特別委員長竹之内 勉君登壇]

○議員定数調査特別委員長（竹之内 勉君） 議員定数調査特別委員会では、平成24年第3回市議会定例会において付託を受けた「本市の議員定数はいかにあるべきか」について一定の結論を得ましたので、その調査の経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会においては、これまで10回にわたり委員会を開催し、本市と人口規模が類似している九州管内58市の財政規模や議会に関する資料の収集をはじめ、福岡県大川市等への先進地行政視察の実施、市内各種団体への意識調査及び意見交換の開催など、幅広く民意の把握に努めるとともに、類似自治体との比較などを参考にしながら調査を行ってまいりました。

まず初めに、現在の本市の議員定数の経緯について申し上げます。

合併前の定数は、旧串木野市22人、旧市来町16人

の合計38人です。平成17年11月には、定数を22人として、新市としての合併後初の選挙が行われております。また、平成21年11月の選挙は、定数を22人から4人減じ、現在の18人で行われております。

本委員会では、まず、本市を除く県内18市及び九州管内の人口5万人未満の市、合計58市を対象に資料の収集を行い、そのデータをもとに本市との比較による協議を行ってまいりました。

収集資料によりますと、人口2万5,000人以上3万5,000人未満の本市を含む19市については、議員1人が担う人口は平均で1,574人となっております。なお、その平均値を本市の人口3万579人に換算すると、本市の議員定数は19.4人と推計されます。

また、人口3万人以上4万人未満の本市を含む21市については、議員1人が担う人口は平均で1,704人となっており、本市に換算しますと議員定数は17.9人と推計されます。

収集資料に対する意見交換においては、議員定数に関係が密接な人口規模、財政状況、常任委員会構成、さらには議員報酬と、項目ごとに他市の状況と照らし合わせながら議論いたしました。

議論を進める中で、市民は本市議会をどのように思っているのか、あるいは議員定数についてはどうなのかという市民の思いや御意見を聞くことが大切であるとの意見が出されたことから、民意を把握するために、市内各種団体に対し議員定数及びいちき串木野市議会に対する意識調査を実施することといたしました。

なお、調査は、議会への関心度、議会の情報取得、議会傍聴、議会改革の取り組み、議員定数や議員報酬など、10項目について行いました。

調査結果については、市議会に関心があるとの回答が88.5%、議会改革への取り組みへの評価については、評価するまたは少し評価するという回答が合わせて95%以上となった一方で、市民の意見が市議会に反映されていないとの回答が34.6%と、市民の議会に対する厳しい結果と受けとめるものであります。

なお、議員定数については、現在の18人がよいとする意見が65.4%と最も多く、議員報酬についても

現行を妥当な額とする意見が84.6%との結果であります。

平成25年1月15日から16日にかけては、議員定数削減の経緯や議会運営及び委員会審議の状況等を調査するため、福岡県大川市、筑後市、佐賀県神埼市への先進地行政視察を実施いたしました。

大川市においては、定数17人ながら4常任委員会での議会運営を行っている現状について、大川市議会議長を交えた中で意見交換を行いました。

平成23年3月までは3常任委員会での議会運営であったが、少人数では十分な議論ができない、もっと議論を深める必要がある、新人議員が増えたことで出される意見が少なくなったとの議員からの意見や要望等により、一人の議員が二つの委員会に所属する形での4常任委員会制にしたとのことであります。

導入後1年経過した状況は、委員数が8人いることで、色々な視点からの意見は出されるものの、議員を二つのグループに分け、それぞれが二つの常任委員会を担当するという実質2常任委員会制となっている現状では、各議員の所管が広範囲になったことから、細部にわたる議論に至っていない状況とのことで、現在この4常任委員会制を改めようとする意見が出ているとのことであります。

定数削減の面では、平成19年に3人、平成23年に1人議員定数を削減し、現在の17人の定員に至ったとのことで、削減の要因としては、合併をしていない単独市であること、人口減少が続いていること、さらには市の面積が約33平方キロメートルと狭いこと等が理由として挙げられるとのことであります。

筑後市では、平成24年6月議会において、議員提案で出された議員定数削減を求める条例改正議案について、委員会における審査状況や先進地視察の内容等を調査いたしました。

神埼市では、議会改革検討特別委員会の取り組みや、議員定数に対する考え方について研修を行いました。

行政区長からの定数削減を求める強い要望があり、議会改革の特別委員会を平成23年6月に設置し、分科会による研究、協議を行うなど、定数問題だけで

なく議会改革や議会運営全般について、幅広く議論を行っていました。

平成25年1月22日と25日には、市内各種団体との意見交換を開催し、市地区自治公民館連絡協議会、市地域婦人団体連絡協議会、各産業団体、市PTA連絡協議会、串木野青年会議所の方々と意見を交わしました。

意見交換では、住民サービスの維持向上、議会権能の充実を図る観点から、定数維持の意見も数多く述べられており、これ以上議員が減っては市民の意見が届きにくくなるという意見、中には、定数を18人に減らして間もないのに、減らさないといけない緊急の課題があるのかとの意見も出されております。

また、青年団体からは、事前に話し合いをしてきた結論として、現在の議員数は妥当と考える。これ以上議員が減っては地域の声が市政に正しく届くか不安であるとの意見が述べられました。

定数削減の意見としては、本市の財政事情や人口減少を考慮すべきとする意見や、議員活動への専念を求める意見など、議会の少数精鋭化を求める意見が述べられました。また、隣接する薩摩川内市や日置市との議員1人当たりの人口等の比較をすべきではないかとの意見のほか、人口が減り、財政規模が小さくなっていく中での将来を見据えた議会のあり方を考えるべきではないかとの意見も出されております。

平成25年2月1日と18日の委員会では、先進地行政視察の調査結果及び意見交換会での御意見、質疑の内容等を再確認した上で、議員間の自由討議を行いました。

平成25年2月28日の委員会では、議員定数調査特別委員会としての最終判断を行いました。

これまでの協議の結果、意見等を勘案しながら、本市の議員定数はいかにあるべきかについて採決を行った結果、本委員会としての結論は、現在の議員定数は妥当なものであり、次期改選での議員定数については、現状と同数の18人とすべきと決定いたしました。

議論の中で、委員会審査における討議できる人数の基準として7人から8人は必要であり、本会議及

び常任委員会の人数は偶数が適当であるとする考え方をもとに、議員定数の削減を唱えるならば、現定数より二人減じた16人ということになり、議員8人ずつの2常任委員会制での委員会運営が望ましいとする意見や、近隣の市との比較や今後の人口減少、税収減を視野に入れた定数削減を主張する意見がありました。

一方、市内各種団体を対象に実施した意識調査において、65%の団体が現状維持の議員定数18人を妥当としていることや、議員を減らすと市民の意見が市政に届きにくくなるとの御意見、前回の改選で4人削減し、その検証をまずは行うべきであるとする意見、定数を減らすことで新しい候補者が出にくくなり、議会活性化がマイナスに作用すること、類似する他市との比較でも現在の18人が特に多いとはいえないこと、さらに、二元代表制を維持し、市長と対等な形での議会運営を目指すならば定数削減は考えられないと主張する意見もありました。

以上のことにより、現状維持という結論に至ったものであります。

なお、議員定数調査特別委員会に寄せられた多くの御意見、御提言については、真摯に受けとめるとともに、これまで以上に市民との意思疎通を図りながら、議員個人の資質の向上及びいちき串木野市議会の活性化に努めてまいらなければなりません。

以上で、議員定数調査特別委員会に付託されました案件について、調査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

西別府治議員の発言を許します。

〔10番西別府 治君登壇〕

○10番（西別府 治君） 私は、委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

現在、人口3万541人、これは2月末ですね。このまま減少傾向が進めば3万人を切り、4年後は2

万8,000人台も視野に入れなければならない事実があります。議員1人当たりの人口や予算や面積など、同規模の他市との横並びの結果も大切だと思います。ただ、4年ごとの改選という現行制度の中では、さまざまな判断を行う必要があると思います。現在、大変早いスピードで動く政治や経済は緊密な関係にあります。例えば、世界ブランド亀山と言われたシャープのディスプレイに象徴される日本の電機産業の競争力が失われていることです。2005年までは、薄型テレビの世界シェアはパナソニックとシャープで5割を占めていましたが、2012年、わずか6年で韓国のサムスンとLG電子が4割を占め、日本企業は2割減まで減少し、シャープは競争関係のサムスンより104億円の出資を受け、再生を図ろうとしています。この現状に至るまでは、さまざまな要素が絡み合っていますが、社会や経済、文化に大きな変化をもたらす技術革新、いわゆるイノベーションを起こせなくなり、長期の行程表、ロードマップをつくれなくなったことが、海外メーカーの攻勢に押された大きな要因だそうです。4年ごとの改選をいう現行制度の中、今回、私たちは大きな判断をすべき、前回4議席を減らしたのは長期ロードマップの一部であり、膨らむ社会保障と減少する税収や交付税特会の出口ベースを考えれば、大きくりに言って、義務的経費の一部、消費的経費の一部、それから、投資的経費と残りの経費に2分割し、1委員会8人で審査の委員会体制、議員16名で行い、多人数で行う委員会審査の利点を最大に発揮すべきだと思います。よって、定住人口の増加に最大の努力をするものの、人口減少が急速に進む中、定員、議員定数は16名が最適であると思い、討論を終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

△日程第35 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第35、閉会中の継続審査について議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第36 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第36、閉会中の継続調査について議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第37 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第37、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しましたとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程を全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

平成25年度のいちき串木野市政の方向とその内容を確定していただいたところであります。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、誠実に対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成25年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時23分

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書

2月22日安倍首相はオバマ米大統領と首脳会談を行い、共同声明を発表しました。その中では、日米間において重要品目が存在することを認識したに過ぎず、これらに関税撤廃の対象から除外することを確認したわけではない。

ＴＰＰは、原則例外なき関税撤廃を前提としており、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全・安心の規準等についての改悪を余儀なくされ、特に農業分野では海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し我が国の農林水産業が深刻な影響を受けることは明らかである。

本県においては、米やでんぷん用さつまいも、牛肉などの農畜産物に係る関税が撤廃されると関連産業まで含め、地域経済が壊滅的な影響を受けることになる。

よって国においては、ＴＰＰが国民生活の根本に関わる重要な問題であることを踏まえ特に我が国の農林水産業、農山漁村を守るためＴＰＰ交渉に参加しないよう強く要望する。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1、件 名 ○平成23年分

陳情第13号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書提出
についての陳情

○平成24年分

陳情第2号 原発から撤退し、再生可能エネルギーを活用した地域づくりを求める陳情

陳情第3号 電源開発促進税の用途を改め再生可能エネルギー等に活用するよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情

陳情第6号 原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情

陳情第8号 川内原発1・2号機の再稼働を認めないことを求める陳情

○平成25年分

陳情第1号 川内原発3号機の増設中止と1・2号機の廃炉を求める陳情

陳情第2号 川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に反対する陳情

陳情第3号 川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に反対する陳情

陳情第4号 原発・原発依存の自治体運営からの撤退を求める陳情

陳情第5号 川内原発1・2号機の再稼働を認めないことを求める陳情

陳情第7号 川内原発1・2号機の再稼働に反対する陳情

陳情第8号 川内原発1・2号機の再稼働並びに3号機の増設中止を求める陳情

陳情第9号 川内原発再稼働を容認しないよう求める陳情

2、理 由 さらに十分審査のため

平成25年3月27日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第9号 汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情
陳情第10号 東日本大震災に伴うがれき受け入れ反対についての陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成25年3月27日

教育民生委員会
委員長 宇都隆雄

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成25年3月27日

産業建設委員会
委員長 西別府 治

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 2. 行財政改革について
 3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について

平成25年3月27日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成25年3月27日

教育民生委員会

委員長 宇 都 隆 雄

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成25年3月27日

産業建設委員会
委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 市民と語る会

- (1) 派遣目的 議会活動状況を市民に直接報告し、議会に対する理解を深めてもらうとともに、市民からの批判や意見、提言等を聴取し、議会運営に反映させる。
- (2) 派遣場所 市内一円（各地区交流センター等16カ所）
- (3) 派遣期間 平成25年5月13日～18日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 財政問題議員研究会

- (1) 派遣目的 財政問題に関する知識を深めることにより、行政監視機能の強化を図るとともに、本市財政における現状分析や中長期的な見通しの検証に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成25年4月18日
平成25年5月16日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員